「所　得　金　額　差　引　計
3　（（（別表四「38の①」）－(7)）又は（（別表四「38の①」）－(7)－（（別表四「38の①」）－(4)）×0.2））　(9)　の欄の記載に当たつては、次によること。」

(1)　平成25年４月１日以後に法第59条第２項に規定する事実が生ずる場合、同日以後に租税特別措置法第67条の５の２第１項に規定する政令で定める事実が生ずる場合又は同日以後に震災特例法第17条第１項に規定する政令で定める事実が生ずる場合において、「(1)＋(2)＋(3)　(4)」の金額が別表四「38の①」の金額以上であるとき、又は次に掲げる法人に該当するときは「又は（(別表四「38の①」)－(7)－（(別表四「38の①」)－(4)）×0.2)」を消し、これらのいずれにも該当しないときは「（(別表四「38の①」)－(7)）又は」を消すこと。

イ　法第57条第11項各号（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に掲げる法人（租税特別措置法第67条の14第１項（特定目的会社に係る課税の特例）に規定する特定目的会社、同法第67条の15第２項（投資法人に係る課税の特例）に規定する投資法人、同法第68条の３の２第１項（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定目的信託に係る受託法人（法第４条の７（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人をいう。以下この号において同じ。）及び租税特別措置法第68条の３の３第１項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託に係る受託法人を除く。）

ロ　租税特別措置法第67条の14第１項第１号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的会社

ハ　租税特別措置法第67条の15第１項第１号に掲げる要件を満たす同条第２項に規定する投資法人

ニ　租税特別措置法第68条の３の２第１項第１号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人

ホ　租税特別措置法第68条の３の３第１項第１号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人

(2)　平成25年４月１日前に平成25年旧法第59条第２項に規定する事実が生じた場合又は同日前に平成25年旧震災特例法第17条第１項各号に掲げる事実が生じた場合（当該事実が生じた法人について同日以後に震災特例法第17条第１項に規定する事実が生ずる場合を除く。）にあつては、「又は(（別表四「38の①」)－(7)－((別表四「38の①」)－(4)）×0.2)」を消すこと。

(3)　法人が法第59条第３項の規定の適用を受ける場合にあつては、「又は(（別表四「38の①」)－(7)－((別表四「38の①」)－(4)）×0.2)」を消すこと。

別表七の11の表中「

加算額	減算額
（別表七の二付表二「６の計」＋「13の計」）	（別表七の二付表二「18の計」）

」を「

加算額	減算額
（別表七の二付表二「６の計」＋「14の計」）	（別表七の二付表二「19の計」）

」に改め、同表の記載要領第七号(2)中「「減算額（別表七の二付表二「18」）(10)」を「「減算額（別表七の二付表二「19」）(10)」に、「「減算額（別表七の二付表二「18の計」＋各連結法人の別表七の二付表三「30」の合計）(10)」を「「減算額（別表七の二付表二「19の計」＋各連結法人の別表七の二付表三「30」の合計）(10)」に改める。

別表七の11付表１の表中「

控除前連結所得金額（別表四の二「47の①」）

」を「

控除前連結所得金額（別表四の二「46の①」）

」に、「

控除未済連結欠損金個別帰属額	特定連結欠損金個別帰属額の計算				
	(9)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額	調整前当期控除額	各連結法人の調整前当期控除額の合計額	特定連結欠損金当期控除額の個別帰属額	特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額
（前期の(20)又は(28)）又は別表七の二付表二「20」	（前期の(14)）又は別表七の二付表二「20の内書」	（当該発生連結事業年度の(10)と（別表四の二付表「47の①」－当該発生連結事業年度前の(19)の合計額）のうち少ない金額	（各連結法人の(11)の合計額	(5)×(11)/(12)	(10)－(13)

」を